

## 商法改正に関する変更箇所のお知らせ

本書の内容のうち、商法改正(平成17年4月1日現在)に対応するように、以下の記述を読み替えてください。

### 司法書士 厳選！ 速効問題集 勝つための戦略(ヒント)Vol.9 商法 (設立・株式・機関)

頁	訂正箇所	誤	正
P21	肢オ2行目～3行目	.....日刊新聞紙に掲載する方法によることを要求しているところ(同条5項)。	.....日刊新聞紙に掲載する方法か、いわゆる電子公告によることを要求しているところ(同条5項・6項)。
P71	肢工	工.....	工はすべて削除。株主名簿の閉鎖期間制度は廃止され基準日のみとなったため、本肢のような問題は生じなくなった。
P75	肢ウ	における転換は、株券提出期間満了時に...	における転換は、株券が発行されている会社については株券提出期間満了時に...
P76	肢ウ1行目～3行目	商法222条ノ6-1項本文は、.....定めている(なお、商法222条ノ6-1項但書・2項参照)。他方、同法222条ノ9-3項は、強制転換条項付株式の.....生じる旨を定めている。	商法222条ノ6本文は、.....定めている(なお、商法222条ノ6但書・参照)。他方、同法222条ノ9-3項は、株券が発行されている会社について、強制転換条項付株式の.....生じる旨を定めている。また、株券不発行等会社においては、会社の定める一定の日に転換の効力が生じる(同法5項)。
P84	肢工1行目	確かに、株式の併合においては株券提供公告を要する(商法215条1項)。	確かに、株券が発行されている会社の場合、株式の併合においては株券提供公告を要する(商法215条1項、なお株券不発行等会社の場合につき同法215条ノ2参照)。
P87	肢ア1行目～2行目	.....委員会等設置会社である場合、A社は、取締役会の決議により、自己株式の買受けをなすことができる。	委員会等設置会社である場合、A社は、定款に別段の定めのない場合でも、取締役会の決議により、自己株式の買受けをなすことができる。
P89	肢工2行目	.....商法211条ノ3-1項.....	.....商法211条ノ3-1項1号。また、補足として、「定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の買受け(商法211条ノ3-1項2号)を押さえておくとよい。.....
P94	肢オ2行目	.....財産上の利益を供与することはできない(商法294条ノ2-1項)。	.....財産上の利益を供与することはできない(商法295条1項)。
P97	問題文5行目	.....までのうちどれか。	.....までのうちどれか。ただし、X社は株券を発行している会社である。
P98	解説16行目	.....必要があるからである。	.....必要があるからである。なお、株券不発行等会社においては、株券の回収の必要はないため、会社の定める一定の日にその効力が発生する旨を公告すれば足り(同法350条ノ2)。また、この公告に代えて、一定の者への通知とすることもできる(同法228条ノ2)。
P198	肢32行目	...(商法特例法21条の7-3項22号)。	...(商法特例法21条の7-3項23号)。